

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
TEL 06-6765-8904
FAX 06-6765-8905

全教障教部近畿ブロック協議会2021年度総会

5月23日、全教(全日本教職員組合) 障害児教育部近畿ブロック総会が奈良市で開催され、オンライン参加も含めて近畿各県から42人が参加しました。第1部の総会では、運動方針案や役員体制が承認され、その後の第2部の「学習会」では、越野和之さん(奈良教育大学教授)が「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告とインクルーシブ教育」のテーマで講演しました。

子どもから学校を奪った「一斉休校」

総会では、西面事務局長が障害児教育をめぐる情勢を報告しました。昨年の2月27日に当時の安倍首相が専門家会議等の見解を無視して、小・中・高・特別支援学校の全国一斉休校を発表しました。西面さんは「全国一斉休校」について「学校を休校するかしらないかは、学校保健安全法にもとづいて教育委員会の権限で行われるもの」「前

子どもの願い大切に 父母・教職員が力をあわせて

同時に「一斉休校」とコロナ禍は、あらためて学校の役割について考えさせられる機会にも



報告を行う西面事務局長

なりました。西面さんは、「子どものいのちと健康を守るとりくみと創造的な教育活動を両立させていくことは未知の課題。『学びたい』『楽しく遊びたい』という子どもの願いを大切にしたい。教職員集団で議論を重ね実践を紡いでいきましょう」と訴えました。

さらに西面さんは、「コロナ

「障害者権利条約24条の具体化」と越野さん

総会後の「学習会」で、越野さんは、文科省が今年1月に発表した「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議・報告」(以下、「報告」)の内容を詳しく説明。越野さんは「私たちの声が一定反映された報告になった」と述べました。

「報告」では、教育環境整備について、「集中的な施設整備」「特別支援学校に備えるべき施設等を定める『設置基準』の策定」が記載されました。また医療的ケアについては、「医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置づけ」とも述べられています。

昨年末に「報告・素案」が発表された時には、全国からパブリックコメントを集中。その結果、「報告」では「報告・素案」に記載のなかった特別支援学校の寄宿舎については、「特別支援教育における教育的意義を踏まえ、引き続き、その機能維持に努めるべき

禍の状況と重なり、障害児学校の教育条件整備はまったなしの課題です」と強調。障害児学校の「過大・過密」の現状や長時間のスクールバス通学は、感染症対策を困難にしているとの現場実態にふれながら、「父母・PTAと力をあわせて、学校の大幅な増設を求める取り組みを

つよめよう」と呼びかけました。

である」と新たに位置づけられました。

「報告」の内容は、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して「全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」の「答申」に盛り込まれました。しかし、「答申」自体は、国や財界が求める「人材育成」と教育の市場化を新たにねらうもので注意が必要と述べました。

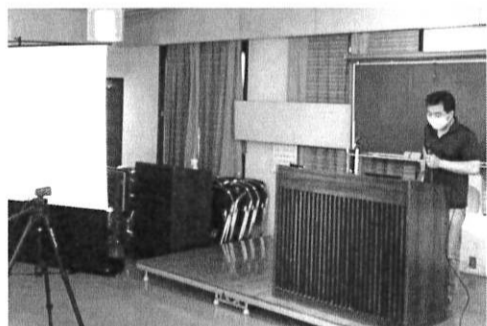
その上で、越野さんは、障害者権利条約第24条(教育)に立ち返ることの重要性を提起。「同条は、障害者が、『可能な最大限までの発達』すること、『自由な社会に効果的に参加』することをうたっています。障害者権利条約の批准国にふさわしい教育の実現を求め、現場から発信しましょう」と訴え、日々の教育実践の積み上げと教育条件改善の運動とを結んで進めることを呼びかけました。

「報告」の内容は、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して「全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」の「答申」に盛り込まれました。しかし、「答申」自体は、国や財界が求める「人材育成」と教育の市場化を新たにねらうもので注意が必要と述べました。

その上で、越野さんは、障害者権利条約第24条(教育)に立ち返ることの重要性を提起。「同条は、障害者が、『可能な最大限までの発達』すること、『自由な社会に効果的に参加』することをうたっています。障害者権利条約の批准国にふさわしい教育の実現を求め、現場から発信しましょう」と訴え、日々の教育実践の積み上げと教育条件改善の運動とを結んで進めることを呼びかけました。

その上で、越野さんは、障害者権利条約第24条(教育)に立ち返ることの重要性を提起。「同条は、障害者が、『可能な最大限までの発達』すること、『自由な社会に効果的に参加』することをうたっています。障害者権利条約の批准国にふさわしい教育の実現を求め、現場から発信しましょう」と訴え、日々の教育実践の積み上げと教育条件改善の運動とを結んで進めることを呼びかけました。

その上で、越野さんは、障害者権利条約第24条(教育)に立ち返ることの重要性を提起。「同条は、障害者が、『可能な最大限までの発達』すること、『自由な社会に効果的に参加』することをうたっています。障害者権利条約の批准国にふさわしい教育の実現を求め、現場から発信しましょう」と訴え、日々の教育実践の積み上げと教育条件改善の運動とを結んで進めることを呼びかけました。



講演する越野さん

大障教ホームページアドレス <http://fc06631220171211.web2.blks.jp/> Eメールアドレス : fushoukyou_1@mtb.biglobe.ne.jp

書記局のつじじゅ

知的障害者と家族らでつくる全国手をつなぐ育成会連合会が3月に「障害基礎年金に関するアンケート」の調査報告書を公表しました。障害基礎年金の金額は、障害の程度が重い順に1級が年97万6125円(月8万1343円)、2級が年78万9000円(月6万5075円)です。

アンケート調査によると、福祉的就労施設などで働いている知的障害者の工資・給料は「月1万円以下」(58%)、「月1万~4万円」(24%)の人が8割を占め、年金と合わせても、月収10万円に満たない人がほとんどです。障害の状態が重くて働くことができません、年金だけという人もいて、多くの人が自身の収入だけでは、経済的に自立した生活を送ることはできません。

アンケート調査で生活費の出どころ(複数回答)を聞いたところ、「年金と工資・給料」(63%)とともに、半数以上の人が「親の援助」(55.3%)を挙げています。生活の場所については、「家族と同居」が75%で最多、一方、「一人暮らし」はわずか0.9%でした。またアンケートからは、「親なきあとの生活がとても不安」「2級年金では自立できない」「グループホームにおける生活費(家賃・食費・共益費など)が払えない」「人間らしい生き方ができるように年金額を上げてほしい」など、障害当事者、家族から切実な声が寄せられました。

経済的なゆとりなきから家族と同居し、ほとんどの時間を家庭内で過ごすことも多いことが明らかになりました。障害のある人もない人も平等に暮らせる社会を実現するためには、給付水準の引上げは急務です。

「特別支援学校の実効ある設置基準策定を求める請願署名」を集約しよう



2021年1月、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」が示した「報告」と中央教育審議会が示した「答申」の中に、国に対して「特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定する」ことを求めると明記されました。2020年度は、私たちが10年来とりこんできた「設置基準」策定を求める運動が大きく前進した年でした。今年度は、特別支援学校の実効ある「設置基準」を策定させるために大きく署名をひろげることが求められます。

国を動かした長年の署名運動

幼稚園から大学まで定められている「設置基準」が、特別支援学校にだけありません。そのために、深刻な教室不足の実態にありながらも児童生徒数の増加に見合った学校建設がすすめられてきませんでした。全国で児童生徒数の増加がすすみ、特別教室を普通教室に転用するなど、特別支援学校の「過大・過密」はさらに深刻化しています。

「設置基準」策定に向けて、「障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会（以下、めざす会）」は、

全国の意見をまとめた

「提言」と「設置基準案」

めざす会は、実効ある「設置基準」策定のために、その中身について研究者とともに検討をすすめてきました。昨年度、「設置基準」に盛り込むべき内容について全国から意見募集し、学校の規模、必要な特別教室などの施設設備・通学時間など、

実効ある「設置基準」の策定を求める

署名をひろげよう

2012年から毎年署名を国会に提出し、議員要請や文科省交渉を重ねてきました。「大阪の障害児教育をよくする会（以下、よくする会）」もこの運動に結集し、父母と教職員が一緒に署名を集約してきました。昨年度は、全国から7万1792人分の請願署名が寄せられ、延べ57万筆を国会に提出しました。こうした父母・教職員・関係者の切なる願い、私たちの長年にわたる運動が実を結び、

昨年、一部報道で「早ければ2020年度中にも策定」と言われた「設置基準」ですが、文科省からは「現在、策定に向けて具体的に検討している」という回答がくり返され、具体的な内容が示されていません。策定される「設置基準」が、人権侵害とも言える劣悪な現状を追求するような基準では意味がなく、「過大・過密」の解消など私たちの願いにこたえうる「設置基準」の策定が求められます。そのためにも、今年度は「特別支援学校の実効ある設置基準策定を求める請願署名」を大きく積みあげることが必要です。子どもたちの教育条件整備のために、職場、ご家族、ご友人など幅広く呼びかけて署名集約に全力をあげましょう。

「署名」の力で教育条件整備を大きく前進させよう

実効ある「設置基準」を策定し 特別支援学校を新設して下さい

実効ある設置基準が策定され、学校建設が進んで教育条件が改善されれば、一人ひとりに目を向けることができ、より豊かな特別教育が実現できるとともに、教育の現場が活性化し、進学希望も増え、子どもたちの将来の選択肢も広がります。

教育現場から

特別支援学校は、障害のある子どもが学ぶための重要な役割を果たしています。しかし、現状では、教室不足や施設整備の遅れなど、教育の質を低下させている学校が多くあります。設置基準を策定し、学校建設を進め、教育条件を整備することで、障害のある子どもが安心して学ぶことができ、より豊かな特別教育が実現できることを目指しています。

障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本橋三越本店5F 501号室
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112

- 【請願事項】**
- 1 学校教育法に則って、以下の内容を含む特別支援学校の設置基準を早急に策定してください。
 - ①設置基準の冒頭に策定の目的として「教育環境を改善するため」と明記する。
 - ②児童生徒数が150人以下を適正規模とする。
 - ③必要な特別教室や施設設備を障害種ごとに具体的に明記する。
 - ④通学時間を家から学校まで1時間以内とする。
 - ⑤既存校の基準の適用を「努力義務」にとどめず、期限を示し、すべての学校が適用するよう計画的に改善する。
 - 2 全国教室不足調査を毎年実施してください。現状を正確に掌握するものとなるよう、報告基準を明確にしてください。
 - 3 自治体が学校新設、および既存校の環境整備にとりくみやすくするため、国の補助率を2/3に引き上げるなどの予算措置をしてください。

設置基準とは？

学校教育法第3条で、学校を設置する者は「設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と定められ、幼稚園から小中学校、高校、大学、各種学校まで、すべての学校に設置基準が策定されています。

設置基準では、学級の編制から校舎や運動場の面積等が定められ、校舎に備えるべき施設も明記されています。

2021年度大障教定期大会を大きく成功させよう！

2021年度大障教定期大会
日時：7月17日(土) 13:00~15:30
場所：ホテルアウィーナ大阪4F「金剛」

例年5月に開催している大障教定期大会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑みて今年度も7月に開催します。開催にあたっては、今後の感染拡大状況も踏まえながら、感染防止対策を徹底したうえで大会運営をすすめていきます。大会成功に向けて、各分会での代議員の確保をよろしくお願ひします。

○450名定員の会場を200名規模で使用。間隔をあげた座席配置・出入口を開けて常時換気・手指消毒液の出入口設置など、「密」を避ける対策を講じます。また、議事日程を昨年よりさらに時間短縮した形で大会議事をすすめます。